

様式第2号

視察研修先	総務省 (衆議院第一議員会館)	氏名	阿部 清
視察研修項目	地方自治の今後の在り方		
<p>衆議院第一議員会館において、総務省大臣官房企画課企画官奥田隆則様を講師に迎え、「地方自治の今後の在り方」についての研修を行った。</p> <p>第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく総務省の取り組みについて</p> <p>○地方への人の流れの創出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口と地域とで継続的な協働事業に取り組む必要があります。また、関係人口を意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、取り組みを深化させ、それを全国に向け情報発信し、共有しながら展開していけるよう推進していくことも重要です。 ○これまでの取り組みの現状は、平成30年には30の地方公共団体・令和元年には44の地方公共団体。5年間での取り組み目標を1000の地方公共団体と位置付けている。 ○目標・成果イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で、関係人口が地域と関わりながら地域活性化に貢献する姿を目指す。 ・関係省庁と連携して、関係人口の創出や拡大に取り組む地方公共団体等を明確な数値目標を掲げて増やしていく。 ・地方公共団体の取り組みを支援。 <ul style="list-style-type: none"> →関係人口と地域との協働に取り組む地方公共団体をモデル事業により支援していく。 <p>※その地域に親戚がいる、小学生時代に住んでいたなどの何らかの関わりにより、地域への想いを引き出すため、地方公共団体への支援や優良事例などの情報発信を実施する。深化した取り組みが全国に定着し地域活性化に貢献できる。</p> <p>○地域おこし協力隊について</p> <p>都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、一定期間、地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発や販売、PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う者をいう。活動期間が概ね1年以上3年以下であり、総務省の支援は、特別交付税措置。</p> <p>平成21年度～30年度まで隊員数が5,530人、女性が4割、隊員の約7割が20代と30代である。令和6年度に8,000人まで増員を目標として、起業や事業承継などを支援し、任期満了後の定住・定着を推進する</p> <p>今までの実績から6割の地域おこし協力隊員が地域に残り、結婚して住み続けていることは、新しい風が地域の中に吹き込み、地域の活性化には大きなメリットがある。</p> <p>本市においても、3名の地域おこし協力隊のメンバーが活躍しており、一人は、NPOと協働の地域づくり、一人は、「学びの里 TASSO」を活用した地域づくり、また、スポーツ振興による地域づくり等の事業を展開し、外からの新しい風を起こしている。今後も彼らの活躍を応援していきたい。</p> <p>○地域経済の活性化について</p> <p>1) 地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策</p>			

定を支援し、分散型エネルギーインフラプロジェクトを拡充していく。

分散型エネルギーインフラプロジェクトの拡充について

災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムとは、近年の豪雨・台風・地震などの災害を踏まえ、平時は分散型エネルギーを確保しつつ、災害時には、エネルギー供給ルートに蓄電池を組み込み、避難所などへのエネルギー供給を可能としていく。山形県最上町の木質バイオマスボイラーによる熱供給による地域経済活性化なども紹介された。

本市のエネルギー対策の一つとして今後の問題提起になると思われる。

2) 近年の豪雨・台風・地震などの災害を踏まえ、地域経済環境の拡大と共に災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムの構築を推進している。

補助対象は、地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画の策定費用としており、補助対象額は、上限2,000万円。ただし、他の地方団体と共同実施する場合は原則4,000万円。補助率は、原則2分の1です。財政力指数0.5未満市町村は3分の2、財政力指数0.25は4分の3、新規性、モデル性の極めて高い事業は全額補助対象となる。

※令和元年度は8団体の計画策定中。

これまでの実績ー26年度14団体、27年度14団体、28年度11団体、29年度4団体、30年度3団体の計46団体プランを作成している。

様式第2号

視察研修先	総務省 (衆議院第一議員会館)	氏名	阿部 清
視察研修項目	自治体病院の今後の在り方		
<p>衆議院第一会館において、総務省自治財政局準公営企画室 理事官 桑原健氏を講師に、「自治体病院の今後の在り方」について研修した。</p> <p>地域医療構想について</p> <p>○「医療介護総合確保推進法」により平成27年4月から、都道府県が地域医療構想を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。地域医療構想は、二次医療圏単位での策定が原則。2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものである。(医療機能が変わってきている)</p> <p>○厚労省で推計方法を含む「ガイドライン」平成27年3月に発出。</p> <p>2025年の「地域医療構想」内容、医療需要と病床の必要量について調査 働き世代は急性期医療を重視、高齢世代は回復期医療を充実させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計。在宅医療等の医療需要を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策とする。・・・機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論調整する。 2、 2025年見込みの病床数は、総務省調べでは、121万床となり、2015年度に比べ3.3万床減少する見込みである。その数字と地域医療構想における病床必要量を比べると、2.7万床の開きがある。(同期間に、高度急性期・急性期は4.6万床減少する。慢性期は4.9万床減少する。) 3、 2025年見込みの高度急性期病床は、総務省調べでは、合計72万床。地域医療構想における病床の必要量とでは、18.8万床の開きがある。回復期は18.3万床不足している。 4、 集計の結果の具体的対応方針の合意内容が、地域医療構想の実現に沿ったものになっているのか、トータルの病床見込みの評価は慎重に行う必要がある。 5、 公立・公的医療機関に対する具体的対応方針の再検証の要請 診療実績データの分析を実施。急性期機能等について、低実績な病院または、診療領域が類似かつ地理的に接近する病院のある病院を明らかにし、対応方針の再検証を要請・・・9月26日(木)に対象公立・公的医療診療機関名を公表。 再編統合を伴う場合は2020年9月、伴わない場合は2020年3月までに対応方針を要提出。(全国公立・公的医療機関1,600、全国構想区域339、がん・心疾患等9領域が注意) <p>○新公立病院改革ガイドライン(目指すもの)</p> <p>公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保し、その中で、公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの役割を担っていけるようにすることが市民</p>			

生活の安心、安全のまちづくりにつながる。

複数病院の統合や相互の医療機能の再編・機能分化による病床規模または、診療科目の見直しを行うことが必要で、経営主体が統合される必要がある。

病院事業費の特別分の対象一元利償還金の40%を普通交付税措置（特別分）病床削減に伴う交付税算定における特別措置・・・病床を介護施設へ転換することなどにより、病床削減が行われた場合は、病床削減により必要となる経費を措置するため、5年間削減した許可病床数に単価を乗じた額を加算としている。

病院事業の抜本的な改革に係る先進優良事例に、山形県では、地域医療連携推進法人制度の活用で地方独立行政法人酒田市病院機構（日本海病院）が掲載されている。

○村山医療圏における具体的対応方針の再検証の要請等の状況については、寒河江市立病院の収支は、平成31年度になって上向いてはいるものの、利用率の向上に向け対策が必要と感じる。繰入金合計額が大きい。病床を減らす・看護師の問題や患者の確保を真剣に対応すべきであるとの指摘である。

- 1、西村山地区の救急体制が整備されていることが大きいと思われるが、村山圏内の県立中央病院から「西村山地区からの救急患者が多く運ばれるが、西村山地域で対処できないのか」との話を伺った。西村山地区には、県立河北病院を中心に、寒河江市立病院、朝日町立病院、西川町立病院が在る。真摯に向き合いより良い方向性を求め議論を重ねていくことが求められている。
- 2、寒河江市立病院は地方公営企業法の全部適用化し、4年が経過。少しずつ効果が見え始めている。先日、厚生文教常任委員会において、寒河江市西村山郡医師会との意見交換会が行われた。その席で、寒河江市西村山郡医師会会長から今の寒河江市立病院は、頑張っている姿が見える。我々医師会も協力していくので議員皆様にもご支援をお願いしたいとの言葉があった。大変重く受け止めたい。

様式第2号

視察研修先	第39回議員の学校 (たましんRISURUホール)	氏名	阿部 清
視察研修項目	2020年度予算から見る地方財政の見通し		
<p>NPO法人多摩住民自治研究所が主催する議員の学校に参加した。 今回の研修内容については、すぐに役に立つ予算審議である。 日本福祉大学元教授石川満氏を講師として行われた。</p> <p>1、地方自治法と地方財政の現状</p> <p>地方自治法第1編総則（第1条の2）</p> <p>地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。</p> <p>「住民の福祉の増進」は社会保障・社会福祉に限ったことではないものの、地方自治体、特に市町村の施策の中で社会保障・社会福祉は最も重要なものであり、歳出予算の中でも一番大きな比率となっている。住民の命・暮らしを守る拠点が地方自治体、すべての住民の権利保障をすべき責務があると語っている。</p> <p>平成30年度市町村普通会計決算の概要は、「目的別歳出状況」は民生費63.3%、総務費12.2%、教育費12.1%、土木費は50.3%、公債費9.6%となっており、民生費が最も高くなっているため、今後も増強が続く傾向にあるため、他の歳出との調整が今後の課題のようだ。</p> <p>○ 全世代型社会保障検討会議では、内閣府の「令和元年度高齢白書・全世代型社会保障制度の実現に向けて」のところは、次のように記載している。</p> <p>「意欲ある高齢者に働く場所を準備するため、65歳以上への継続雇用年齢に向けた検討を継続する。（中略）健康・医療の分野では、平均寿命と健康寿命の差を出来るだけ小さくするために、糖尿病、高齢者虚弱、認知症の予防に取り組み、自治体等の保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討する」としている。</p> <p>※人生100年時代を迎え、疾病予防、健康づくりの役割が増加しているなか、高齢者が安心して自分の人生を元気に過ごすため、これまで検討されてきた様々な改革にメリハリをつけて、速やかに進めることが大切である。</p> <p>○ 2020年度社会保障関係予算 令和2年度予算のポイント</p> <p>消費税の増税分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算としている。</p> <p>1、社会保障費の充実</p> <p>全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増税分を活用し、4月から、予防・健康づくりの取り組みなど医療・介護分野の充実を実施していく。</p> <p>高等教育無償化、幼児教育・保育の無償化、予防・健康づくりの取り組み、勤務医の働き方改革の充実等の積極的な予算組をお願いしたい。</p>			

2、経済対策の着実な実行

経済対策を実行するため、補正予算に加え、本予算で臨時・特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく支えながら、キャッシュレス・ポイント還元事業やマイナンバーカードを活用した消費活性化「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行をしていくことが重要である。

3、歳出改革の取り組みの継続

新経済、財政再生計画の下、歳出改革の取り組みを継続し、「目安」を達成。

社会保障関係費（高齢化による増）・非社会保障関係費（これまでの取り組みの継続）を実施していく。

- ・消費税率引き上げに伴う社会保障の充実は必要である。
- ・働き方改革を高め安心して働ける環境を創っていくことが大切であると感じている。